

お知らせ

申請者各位

令和2年2月28日
経済産業省農水産室

令和2年9月統合予定の「にしん」の申請資格に必要な 令和元年度「太平洋種にしん」の輸入通関実績について (現時点で御留意いただきたい点)

令和2年9月に統合が予定されている「にしん」の商社割当て(実績割当て)及び先着順割当ての申請資格として必要な輸入通関実績について、下記のとおり取り扱うことを検討しています。

具体的な取扱い等については、パブリックコメントを経た上で、各年度の輸入発表にて定める予定です。

記

1. 令和2年度「にしん」の輸入発表(令和2年9月公表予定)に基づき商社割当てA2(追加実績割当て)又は先着順割当てを申請する場合は、令和元年度「太平洋種にしん」に基づく先着順割当てに係る輸入割当数量の80%以上を申請日前日までに輸入通関していること。
2. 令和3年度「にしん」の輸入発表(令和3年9月公表予定)に基づき商社割当てA1(実績割当て)を申請する場合は、令和元年度「太平洋種にしん」に基づく商社割当て(実績割当て)に係る輸入割当数量の80%以上を令和3年5月31日までに輸入通関していること。

(注) 本件についてご不明な点がございましたら、農水産室水産班までお問合せ下さい。